

公益財団法人 日本釣振興会 個人会員申込書

※申込日： 年 月 日

※別紙 日釣振個人会員規約に同意頂けますか？ ・はい ・いいえ (いいえの場合はお申込み頂けません)

※の付いている項目は必ずご記入下さい。

フリガナ
お名前 (※)

ご住所 (※) (郵便物の誤配等防ぐため、アパート名なども省略せずにご記入下さい)
〒 ー 都 道 府 県

電話番号(※) **携帯**

生年月日(※) 年 月 日 (歳)

ご職業 **性別**(※) ・男性 ・女性

お好きな釣りは・・・

・連絡事項等ございましたら、ご記入ください

・お住まいの県支部、または地区支部にお申し込みください。

【本部／各支部電話・FAX連絡先】

2018年5月現在

<p>■本部 tel 03-3555-3232 fax 03-5542-2941</p> <p>■北海道地区支部 tel 011-200-2020 fax 011-200-2626</p> <p>■東北地区支部 tel 018-824-1590 fax 018-824-1593</p> <p>青森県支部 tel 017-741-2037 fax 017-741-3175</p> <p>岩手県 tel 03-3555-3232 fax 03-5542-2941</p> <p>秋田県支部 tel 018-824-1590 fax 018-824-1593</p> <p>宮城県支部 tel 022-232-3285 fax 022-232-3288</p> <p>山形県支部 tel 0234-34-2437 fax 0234-34-2447</p> <p>福島県支部 tel 0246-53-2336 fax 0246-92-0383</p> <p>■関東地区支部 tel 048-935-1581 fax 048-930-0531</p> <p>東京都支部 tel 03-3555-3232 fax 03-5542-2941</p> <p>神奈川県支部 tel 045-716-5705 fax 045-716-5724</p> <p>埼玉県支部 tel 048-728-0964 fax 048-728-3909</p> <p>千葉県支部 tel 0479-62-8505 fax 0479-62-7880</p> <p>茨城県支部 tel 029-228-5554 fax 029-228-1294</p> <p>栃木県支部 tel 028-681-0540 fax 028-681-0740</p> <p>群馬県支部 tel 0276-49-2021 fax 0276-49-2030</p> <p>山梨県支部 tel 055-262-4750 fax 055-263-6589</p> <p>■中部地区支部 tel 054-285-0787 fax 054-283-0050</p> <p>静岡県支部 tel 054-285-0787 fax 054-283-0050</p> <p>愛知県支部 tel 052-571-4540 fax 052-571-4598</p> <p>長野県支部 tel 0263-86-1428 fax 0263-86-1429</p> <p>岐阜県支部 tel 0575-24-5066 fax 0575-24-5066</p> <p>三重県支部 tel 0598-53-0091 fax 0598-53-0095</p> <p>■北陸地区支部 tel 076-231-6371 fax 076-231-6471</p> <p>新潟県支部 tel 025-377-1008 fax 025-377-1011</p> <p>富山県支部 tel 076-623-2300 fax 076-623-2300</p> <p>石川県支部 tel 076-231-6371 fax 076-231-6471</p> <p>福井県支部 tel 0776-24-5005 fax 0776-24-5035</p>	<p>■近畿地区支部 tel 06-6531-0987 fax 06-6531-0988</p> <p>大阪府支部 tel 06-6531-0987 fax 06-6531-0988</p> <p>京都府支部 tel 075-451-0700</p> <p>兵庫県支部 tel 0975-22-3901 fax 0792-22-8739</p> <p>奈良県支部 tel 0745-53-1841 fax 0745-52-3041</p> <p>和歌山県支部 tel 0739-72-3226 fax 0739-72-5337</p> <p>滋賀県支部 tel 077-582-2520 fax 077-582-4721</p> <p>■中国地区支部 tel 0827-82-5310 fax 0827-81-0034</p> <p>広島県支部 tel 082-220-3974 fax 082-220-3974</p> <p>岡山県支部 tel 0868-52-0430 fax 0868-52-0902</p> <p>鳥取県支部 tel 0857-84-2028 fax 0857-84-2616</p> <p>島根県支部 tel 0854-82-1844 fax 0854-82-1895</p> <p>山口県支部 tel 0834-51-5124 fax 0834-51-5124</p> <p>■四国地区支部 tel 088-832-0050 fax 088-837-7678</p> <p>香川県支部 tel 0877-46-5097 fax 0877-46-5116</p> <p>徳島県支部 tel 088-692-7471 fax 088-692-7472</p> <p>愛媛県支部 tel 089-951-0225 fax 089-951-0324</p> <p>高知県支部 tel 088-881-0838 fax 088-881-0839</p> <p>■九州地区支部 tel 093-661-3171 fax 093-671-9811</p> <p>福岡県支部 tel 093-291-2233 fax 093-291-2256</p> <p>大分県支部 tel 0975-42-0560 fax 0975-88-8622</p> <p>佐賀県支部 tel 0955-23-3518 fax 0955-23-8311</p> <p>宮崎県支部 tel 0985-39-3271 fax 0985-39-3271</p> <p>長崎県支部 tel 0956-24-2212 fax 0956-23-3609</p> <p>熊本県支部 tel 096-324-5151 fax 096-324-5152</p> <p>鹿児島県支部 tel 0996-25-1133 fax 0996-23-5035</p> <p>沖縄県支部 tel 098-936-1116 fax 098-936-3033</p>
--	---

※所在地の各県支部へお申込み下さい。
各県支部に連絡がつかない場合は、
各々の地区支部事務局へお問い合わせ下さい。

お申込み後、会費の納入方法等、こちらからご連絡をさせていただきます。

個人会員規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人日本釣振興会(以下「この法人」という)の事業主旨に賛同し、その活動を支え、釣りの健全な振興を図る会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めています。
以下に記載された入会手続きを経て、この法人に入会された方は、この法人の個人会員(以下「個人会員」という)となります。

(登録)

第2条 個人会員となる方の会員登録は、この法人の本部で行うこととします。その登録事務は、次の事務所にて取扱います。
東京都中央区八丁堀2-22-8 日本フィッシング会館3F

(入会申込手続)

第3条 個人会員として入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、この法人の本部に申し込んで頂きます。
この法人のホームページからネット経由での入会申込も可能です。

(会員証の発行等)

第4条 個人会員の入会を希望された方は、この法人が発行する会員証を、この法人の本部よりお届けします。
なお、会員証は他人への貸与、譲渡は出来ません。

(会員資格と年会費)

第5条 会員資格は18歳以上とし、会員資格の発効は、会員証が入会申込みの方に届いた日とします。
入会申込み後1カ月以内に、下記の年会費を納入して下さい。会員資格及び年会費の有効期間は、この法人の事業年度(4月1日～3月31日)と同様とします。年会費は2,000円となります。

(会員資格の更新)

第6条 申込み次年度以降の会員資格は、年会費の納入をもって、自動更新されます。
2次年度以降の年会費の納入は、次のとおりとします。なお、年齢基準は4月1日現在の満年齢とします。
毎年4月に3月末現在の個人会員の方へ、会員資格の継続及び年会費納入のご案内を行います。
個人会員継続の方は、毎年度5月末日までに、この法人の所定銀行口座に振り込むか、又は所定の振込用紙で郵便局又は指定場所(コンビニ等設置のATM)において振込み納付して頂きます。

(会報の送付)

第7条 個人会員の方には、この法人の会報(「日釣振だより」)をお届けします。

(届出事項の変更)

第8条 住所・電話番号等を変更された場合は、速やかに、この法人の本部まで、直接ご連絡ください。

(退会及び会員資格の喪失)

第9条 個人会員の方に次に記載する事情が生じた場合は、退会となります。

- (1)退会届が提出されたとき
- (2)第6条に定める会費の納入がされなかったとき
- (3)反社会勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定める暴力団、指定暴力団、暴力団員。これらの関係企業及び団体等。)の該当者、もしくはその関係者であることが発覚したとき。

会員資格期限内の退会の場合は、既に納入された会費のご返金は出来ませんので、あらかじめご了承ください。
なお、退会の申し出がなく、会費の継続納付お願い期限までに会費の納入がない場合は、自動的に退会の取扱いとなります。

(再入会)

第10条 個人会員としての再入会は、いつでも可能です。通常の入会手続きを行って頂きます。

(会員の議決権)

第11条 個人会員の方は、支部総会への出席はできますが、議決権はありません。

(個人情報)

第12条 個人会員の方の登録を行うために必要な情報として、正確な住所、生年月日等を申告して頂きますが、これらの個人情報は、前述の目的のみに使用するもので、外部からのアクセスの遮断はもとより、第三者に開示、または漏洩が行われないように、この法人の本部において厳重に管理されます。なお、登録して頂いた情報は、会報、この法人からのお知らせ等に利用させていただきます。
ご登録して頂いている個人情報は、個人会員のご退会後も、この法人のプライバシーポリシーに従い、適切に管理します。

(規約の改定)

第13条 この個人会員規約は、この法人の理事会の承認により発効し、また、その承認を経て改定することがあります。

制定 平成16年11月

改正 平成20年 4月

改正 平成22年 3月25日 平成22年4月1日施行

改正 平成23年11月25日 理事会承認

公益財団法人日本釣振興会の設立の登記の日から施行する。

改正 平成29年11月10日第17回理事会承認